

○障害支援区分と利用できるサービス

介護給付に該当する指定障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となる場合があります。下表の○の部分 서비스가 서비스의 利用可能な障害支援区分です。

サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者包括支援	×	×	×	×	×	×	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	※1	○
生活介護	×	×	※2	○	○	○	○
施設入所支援	×	×	×	※3	○	○	○

※1 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は、区分5でも利用可能です。

※2 50歳以上は、区分2でも利用可能です。

※3 50歳以上は、区分3でも利用可能です。